

平成 29 年 9 月 21 日
医療安全管理委員会

金沢大学附属病院 医療安全管理指針

1. 医療安全管理に関する基本的考え方

大学病院は診療、医学教育及び研究の発展に貢献するとともに、安全性の高い医療を実現する使命を負っており、患者の安全を最優先に考え、その実現を目指し「安全文化」を醸成し、これを医療の現場に定着させなければならない。

本院では、職員ひとりひとりが安全管理に関する認識を高め、医療事故防止に積極的に取り組むと同時に、病院全体としても組織的に医療に係る安全管理及び医療事故防止に取り組み、医療事故等の未然の防止を目指す。

また、「人間であれば、誰でもエラーを起こす」ことを前提として、エラーを誘発しない環境や、起こったエラーが事故に繋がらないようなシステムを病院全体として整備・構築していく。

2. 医療安全管理体制

医療安全管理体制を整備し、病院全体として医療事故防止及び医療全体の質の向上に努める。

1) 医療安全管理責任者（副病院長（医療安全担当））

医療安全管理委員会、医療安全管理部、医薬品安全管理責任者及び医療機器安全管理責任者を統括する。

2) 医療安全管理委員会

本院の医療に係る安全管理対策、医療事故防止に関する事項を審議し、決定する。

3) 医療安全管理部

医療安全管理委員会の決定に基づき、医療安全管理及び医療事故防止に関する業務を行う。

4) 医療安全管理者

病院における医療安全管理部の業務に関する企画、立案及び評価、病院における医療安全に関する職員の安全管理に関する意識の向上や指導等の業務を行う。

5) 医薬品安全管理責任者

医薬品の使用に係る安全管理のための業務を行う。

6) 医療機器安全管理責任者

医療機器の安全使用のための業務を行う。

7) リスクマネジャー・副リスクマネジャー

各部署にリスクマネジャーを置き、所属職員への医療安全管理対策及び医療事故防止対策の周知徹底、アクシデント及びインシデント報告の積極的な提出の指導等、現場における医療安全管理及び医療事故防止に努める。また、必要に応じて、副リスクマネジャーを置き、リスクマネジャーに事故があるときは、その職務を行う。

8) ゼネラルリスクマネジャー

専任のゼネラルリスクマネジャーを置き、各リスクマネジャーと医療安全管理委員会及び医療安全管理部との連絡調整等を行う。なお、医療安全管理者はゼネラルリスクマネジャーをもって充てる。

3. 医療安全管理のための職員研修

1) 医療安全管理のための研修を病院全職員が年 2 回以上受講できるように実施する。

2) 職員は研修等に積極的に参加する。

3) 医薬品及び医療機器の安全使用のための研修については、関係職員を対象に必要なに応じて実施する。

4. 医療安全の確保を目的とした改善方策

1) マニュアルの作成

「金沢大学附属病院医療安全管理マニュアル」を作成し、全ての職員に周知する。職員は、同マニュアルを理解し、医療安全に対する意識を高め、医療事故防止に努める。

2) 医療事故等の報告

本院の全ての職員は、患者に有害な事象が生じた事例や、日常の医療行為の中で“ヒヤリ”“ハッ”とした事例について、過失の有無を問わず報告する。医療安全管理委員会は、それらの事例の検討結果や改善策を職員に周知する。

3) 最新の情報を収集、提供する

厚生労働省、他の病院、学会、業者などから、常に医療安全、医療事故等に関する情報を収集し、関係職員に周知する。

4) その他

必要に応じて、職員同士で医療安全管理、患者の安全確保に関する検討を行う。

5. 医療事故等発生時の対応

医療事故等が発生した場合においても「金沢大学附属病院医療安全管理マニュアル」に沿って対応する。

1) 医療事故等の発生時においては、医療上の最善の処置を講ずる。

2) 医療事故等の発生時においては、速やかに上席者に連絡し、医療安全管理部に報告書を提出する。

3) 患者及び家族等に対しては、常に誠実を基本とし、事実を速やかにわかりやすく説明する。

本院の全ての医療従事者は、医療の観点からはもとより、法的・社会的な観点からも自らの行動に説明責任が伴うことを念頭において行動する。

4) 医療安全管理委員会は、報告された医療事故等の事例を分析し、再発防止のために必要な改善策を検討する。

5) 重大な医療事故においては、個人情報の保護と医療の透明性を確保した上で、事実の公表等の適切な対応を行う。

6. 医療従事者と患者との間の情報の共有

1) 患者との信頼関係を築くため、また開かれた医療を推進するため、情報の開示及び提供に積極的に対応していく。

2) 医療内容について、患者が理解できる表現で十分な説明を行うとともに、患者が院外の専門家に相談するセカンドオピニオン等、患者自身が自らの医療を決定していけるようなしくみを整備していく。

3) 本指針は、その趣旨と内容を公開し閲覧に供するものとする。

7. 患者からの相談への対応

患者相談室を設置し、患者・家族からの医療安全に関する要望、苦情及び不満を真摯に受け止め、その解決に尽力するとともに、その意見・要望を診療等に活かし、医療安全の質の向上を図る。

8. その他医療安全の推進のために必要な基本方針

高難度新規医療技術を用いた医療を提供する場合には、関係学会から示される「高難度新規医療技術の導入を検討するに当たっての基本的な考え方」やガイドライン等を参考に実施する。

9. その他

本指針及び「金沢大学附属病院医療安全管理マニュアル」は、医療安全管理委員会において定期的に見直しするほか、必要に応じて改訂を行う。